

令和5年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月7日(木) 13時30分から14時23分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	2番	山崎 彰	3番	小松 和啓	
委員	1番	山内 茂	4番	藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番	竹村 純吉	7番	三谷 富重	8番 西村 広幸
	9番	三木 克司	10番	岡本 博臣	11番 竹平 豊久
	12番	西岡 久	13番	森田 良彦	14番 上島 陽子
	15番	五百蔵 純太	16番	門脇 義人	17番 岡田 修一
	18番	宗石 大輔			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 非農地証明願いについて
第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第3号 使用貸借返還通知報告について
第4号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第5号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それでは、ただ今から令和5年第9回の農業委員会総会を開催します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。9月に入りましたけれども、まだまだ暑い日が続いております。どうか皆さん方も体調には十分お気をつけいただいでですね、お仕事に励んでいただきたいと思います。 先程も次長の方からありましたが、全員研修を8月の29日に行いましたが、ちょうど忙しい時期であってですね、出席者が8名でした。そういうことですが、テレビ会議といいますか、そういう会議の方法で行いました。やっぱり全員が集まってするのと違ってですね、マイクの入り方とかテレビの中ですので写真移りが悪いとか、いろんなこともあったわけですが、次の会はどうい

う形ですのかわかりませんが、コロナが落ち着けばですね、全員が場所に集まってですね、することになろうかと思えます。またその時によろしくお願いをしたいと思えます。

それから もう1件、新聞でももう見たかもわかりませんが、農業委員会の事務局にですね、女性の1人臨時の職員を張り付けていただきました。これから先、今までの地域計画、人農地プランの後を受けました。地域計画等を進めていくうえにですね、どうしても必要であろうというふうなことがあってですね、市長の配慮によってだと思えますが、張り付けていただきまして体制もだいたいぶこう人数が多くなってこれから先、進めていくのにやりやすい状況になったかというふうに思ってますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

11月の2日に11月の定例会をやります。そのあとですね、毎年行っております市長との話し合い、というか皆さん方からご希望なり、いろいろなものを出していただいて市長にいろいろご提言をしてですね、返事をもらうというふうなことになっておりますが、あとで、来月の会、10月の会の時にはですね、それに出席が出来る人、また1回出席をしていただいている人にはご遠慮いただいてですね、1/3ずつ出席をしていただきたいというふうに思ってますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。この件についてはあとでまた詳しく説明があるかと思えますが、よろしくお願いをします。

それでは、本日の会議に入っていきたいと思えますのでよろしくお願いを致します。

それでは議案に沿いまして第1号議案、今日は3条の許可がありませんので第1号議案非農地証明願いについてから順次会へ入りたいと思えますのでよろしくお願いをします。事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案第1号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町逆川字東山1359番3、地目は畑、面積は19㎡、外2筆、計3筆で合計面積607㎡、利用状況は駐車場、山林、宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「逆川1359番3は昭和51年(月日不詳)に龍河洞観光客用の駐車場とし、現在に至っています。逆川1602番イは昭和(年不詳)に植林し、現在に至っています。逆川1757番1は平成2年8月6日に建物(車庫・物置)を建築し、現在に至っています。」調査員は森田委員で資料は1です。

2番、申請地は香北町永瀬字ドヲノマエ708番1、地目は畑、面積は51㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「周囲が山林であり、耕作条件が良くなかった。その後、転居をしたため、十分な手入れができなかった。」調査員は平田推進委員で資料は2です。

3番、申請地は物部町神池字野久保1008番、地目は畑、面積は499㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「耕作不適・耕作不便のため、私の父が15年以上耕作放棄により、自然潰廃し、容易な手段で農地に復旧できないと認められる土地で、令和1年に父から相続後も耕作放棄状態のまま現在に至っています。」調査員は岡本委員で資料は3です。

以上です。

議長

はい、それでは説明が終わりました調査員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について森田委員からお願いします。

委員(13番)

はい、この■さんについてはですね、今回でたぶんこの家の周辺で3回目の非農地願いになると思えますけれども。まずこの逆川1359番の3については資料の1-1と1-2を見て下さい。場所は龍河洞の観光客用の駐車場になっております。それと1602番のイについては資料1-3と1-4を見て下さい。場所は龍河洞スカイラインを野市の方へ約500m位行ったところの山の

推進委員 (11番) 議長	それは無いです。車が入るような道はございません。
	ああそう。けんどきれいに舗装されちゅうみたいな感じやき、ほら。
推進委員 (11番) 議長	これはね、どういうたらえい、申請者に確認したところ申請者もいつ舗装したか記憶にないということです。 その方が今65前後ですが、その方が知らんというから結構昔に舗装してたんじゃないかと思います。
	ここけんど、車が入って来れんが。
推進委員 (11番) 委員(8番)	入れません。全然入れません。 けんど後々何かするにはよね、雑種地か何かにしちよかんとよ、後々山林原野やったらなんちゃあ使えれん可能性が出てくるやいか。現状がこんな感じやき。
議長	けど山林はよ、まあいうたら原野と一緒によ、仮にここ山林潰してよね、こういうふうにして家を建てるじゃいうところは今度は農地法に触れてこんきね。勝手に宅地化しようと思ったらできらあ、山林は。けど、車が入らんっていうがやきよね。今日の農業委員会でこれを山林にしますか、決めたらですね、今度法務局が現地見に行きます。その時にそれで山林と認めてくれれば、まあ農業委員会としてはこれから先、木を植えるという思いがあればですね、それはかまんがやけんど、仮に法務局がここは山林と認めれんと何にするかは知りませんが、法務局のいうことに従わなあいかんと思いますので、一応今日は山林で通してもですね、法務局がこれでいかんと仮に何か、原野とか何とかいうことになればそっちの方向になろうかと思しますので、そこは地主さんにもご理解をいただいておりますので、平田さんすいませんが、よろしくお願いします。現地見に行った、平田君の方ですね、ご本人と地目が山林で無かった場合、法務局の方に従うようにですね、ご指導いただきたいと思ひます。
推進委員 (11番) 議長	分かりました。 はい、どうぞ西村委員。
委員(8番)	1番の龍河洞のところのやつですけど、1-2の写真を見てもろうたらえいと思ひますけど、全部ガードレールのアスファルトの際へ黄線がずっと入ってますわね、これは非農地にしたらすわね、ガードレールの下ブロックか擁壁か知りませんが、それはほいたらどの筆に入るかですわね、今後、この黄線のかくやつが擁壁の下かブロックの下かにならんとおかしゅうないかということです。
議長	意味わかるかね。この線の引き方がおかしゅうないかと言うんやろう。本来ならガードレールの外側、擁壁が則が付いたら、則の下までいかなあいかんわけよ。境としてはね。境の取り方がおかしいとただし、この黄線で認めたら擁壁部分はどうなりますかっていうことよ。将来的に。
委員(8番)	残るか。
議長	これはたぶん、擁壁の下まで全部黄線取り込まなあいかんろうが。 はい。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 擁壁の下は県道。
 県道との境までよね、この地主さんの土地やろうきよ、そこまで境がいか
 ないかんじじゃないかえと、この擁壁が県道やき、下が県道やき、県がしちよ
 たら県の所有になるろうきよね、ほんでこの線は間違いじゃないわけよ。その
 擁壁の部分がどうなっちゅうかねっていう聞き方をしゅうと思います。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 けんど俺が養子に行った時にはあつたきよ。
 これは■の■君が作っちゅう駐車場の。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 反対。
 反対か。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 あっここから龍河洞へ入って行く道の右側に。
 けどこの黄線から右よね、このラインが見えゆうやんか、ちよつと消えかか
 ったみたいな。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 それは龍河洞の駐車場。
 龍河洞の駐車場、はい、ほんでそうか、はい。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 その時にまとめて一つの区切りにしてよね。
 その時に境界をせんずつに1回に造成をしてこうやってやっちゅうと、けれ
 ども図面上ではここが境やっということよね。

委員 (8 番) 議 長 ブロックか擁壁か知らんけど、どの部分。
 1回本人に打診してくれや、そうせんとこれで決めちよつて擁壁の部分が宙
 に浮くようになるで、うちは別にどうってことないけどね。

事 務 局 議 長 ただ除外の時にこれで通っちゅうき。
 ああそうか。
 除外はこれで除外をしちゅうわけか。

事 務 局 議 長 これ確かに二通りパターンがあつて下の県道がやっちゅう時もあるがです
 よ。

推 進 委 員 (6 番) 議 長 そういうこと、そういうこと。
 いや、これにおそらく保存会が工事しゅうと思う。写真の右の空間があるや
 いか。それも一緒に駐車場にして、昔のことやき、なあなあでやっちゅう可能
 性が高いがよ。

委 員 議 長 ほんでガードレールが、ずっとずっと向こうまで行ってこの下が県道よね。
 そうそう、行って片一方は山へ回ってきちゅう。右側は野市岩改線やき。県

道の。

事務局 これひよつとここの下ブロックみたいなやつを入れてます。こんな斜交いになったような。

議長 まあ今日の見解ではですね、私が独断で決めるわけじゃないですけど、県がこの擁壁をして、けっこう高いよねこれ、たぶん個人ではようせんと思います。県が道を広げるために、上から土留めとか土を留めるためにですね、こういう擁壁を県がしたということであつたらこの道に含まれたものがこの擁壁も道も県道やというふうに判断をするべきやないらうかと思う。思います。私は思います。

事務局 ちょっと待ってくださいね、航空写真で見えますんで。

議長 まあここの土地が平米何十万も何百万もする土地やつたらこんなことにはならんろうけどまあこれを争ってするほどの金額にもならんとなるとどっちにあつてもおかしゅうは無い。取り合いにならんろうき。
あのお先程言うたようにですね、コンクリの部分そしてガードレールの部分は道路敷き、それで道路の擁壁というふうに判断しますので、そのコンクリからうちの部分が■さんの土地であつてこれを非農地にするというふうな見解ではですね、今日のところはご理解いただきたいと思います。皆さんから他にご意見があつて、それおかしいじゃないかと言われればまた考えますけど。

委員(6番) 普通擁壁があつたら、擁壁の内らかがあつたら県道。

事務局 そうです。普通こればあの高さがあつたら崩れて来たときに責任問題が出てくるんで、普通はそこは県道やつたら県道の敷地として管理するようにするはずです。普通は。

議長 それは県が工事をしてちつたあやってくれんと個人ではこれをせえつていうたちそりゃあようせん。県がその道路にしとうて私のところの境までこうやつて道にするんやつたらあんたんくの方で擁壁もして下さいねと言うお願いをせんとですね、たぶん個人ではようせんと思いますよ。ほんでこういうラインになつちゅうと思います。

何か他にご意見ありませんか。

格段無ければ、他の件で申請番号で何かご質問ありませんか。

-----質疑なし-----

議長 無いようですので、採決に入りたいと思います
それでは議案第1号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いをします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第18条第6項解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は香北町永野字モノ井テ986番イ、地目は畑、面積は39㎡、外5筆、計6筆で合計面積、2,327㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、

成立日は令和5年8月6日、引渡日は令和5年8月31日、解約理由は期間変更のためです。以上です。

議長 はい、議案書第2号の農地法第18条第6項解約通知報告について説明がありました。ただ今より質問を受け付けたいと思いますが、何か質問はありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無ければ、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。続きまして議案第3号使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第3号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町楠目字城ノ南1097番、地目は畑、面積は403㎡、外3筆、計4筆で合計面積、1,526㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日、引渡日は令和5年5月29日、解約理由は借人からの返還の申出があったためです。以上です。

議長 はい、議案第3号の使用貸借返還通知報告の説明がありましたが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。続きまして議案第4号香美市農用地利用集積計画についての諮問でありますが、説明をお願いします。

事務局 議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まず、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地、845㎡を高知県農業公社から、 の さんが購入し、ニラを栽培します。

2番、土佐山田町の農地、1,109㎡を の さんから が購入、このあと、 の さんが水稲を栽培する予定土地なっています。

続いて、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町須江の農地、2,310㎡を の さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、 の さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は3年です。

2番、香北町葎生野の農地、587㎡を の さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、 の の が借り受け、甘藷を栽培します。貸借権で期間は4年3ヶ月です。

続いて、通常の貸借権になります。

3番、再設定で、土佐山田町影山の農地2筆、合計1,078㎡を の さんが借り受け、オクラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

4番は新規設定で、土佐山田町宮ノ口の農地3筆、合計1,688㎡を の さんが借り受け、アスパラガスを栽培します。貸借権で期間は10年です。

5番も新規設定で、土佐山田町宮ノ口の農地2筆、合計944㎡を4番と同じ さんが借り受け、アスパラガスを栽培します。貸借権で期間は10年です。

6番も新規設定で、香北町猪野々の農地、合計1,332㎡を4番5番と同じ
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。
7番も新規設定で、香北町猪野々の農地2筆、合計895㎡を4番5番6番と
同じさんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。
8番も新規設定で、香北町猪野々の農地、1,680㎡を4番5番6番7番と同じ
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。
9番も新規設定で、香北町猪野々の農地、1,921㎡を4番5番6番7番8番と
同じさんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。
10番も新規設定で、香北町永野の農地6筆、合計2,327㎡をの
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は15年です。以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、議案第4号香美市農用地利用集積計画につ
いての質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問はありませんか
ね。ごめん、さんという人は農業は初めてとは違いますか。農業経験あ
り。

昔香美市の議員さんをしよりまして突然亡くなったんですが、さん
という方の息子さんらしいですよ。もう消防退職しちゅう。

事務局 いや、やりゆうですよ。昨日も一緒にやりよったですよ。

議長 お父さんの土地もだいぶ持ちちゅうし、本人経験無くっても親から一緒にや
りよった経験もあると思います。わかりました。他に何かご質問はありません
か。

———質疑なし———

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

———異議なし———

議長 はい、それでは、議案第4号香美市農用地利用集積計画についての諮問であ
りますが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

事務局 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きましてその他の件ということですが、いくつかあるようですのでお願
いします。

事務局 そしたらですね、その他の件ということでちょっと2件お話させていただ
きたいと思います。

まず1件目ですけど、転用の許可申請が出ておった案件なんですが、少し前
になるので、ちょっと資料があるわけじゃないんですが、口頭になりますけど、
報告でということなので第5条の許可が令和3年7月15日付で申請があつておた、
土地はですね、香北町永野字大本谷ゾエ951番2、地目は田んぼ、面積は132㎡
ということで、譲渡人はさんで、譲受人はのさん、さん
という方なんですが、この現場については、令和3年8月の定例会において承認
されてるんですけども、墓園を造成するというふうに計画してたんですが、計画の変
更が生じたということで、ここのお話している現場以外のところも今農振の除外の
手続き中なんですが、その中でそのまだ転用が申請中の分が済んでないという県か
らの指摘もあつて仕切り直しということで手前に出しちよった分を1回取り下げた

やり直すということだったので、という意味での取り下げを、受理を令和5年8月9日付で取り下げを受理しておりますし、高知県へもですね、その旨報告をして県からも、8月16日付で取り下げを受理を受けておりますので報告を致します。

続けてなんですが、これは特にちょっと委員さんのお一人の方からお話があって、最近ちょっと3条許可の関係で、下限面積も無くなったというところもあるんですけど、3条で農地を取得される場合に受ける方が農地をご自身で持っておられた場合にその農地の管理状況ですね、いろいろケースバイケースなんですけど、耕作放棄地になっている場合もあれば先代さんから引き受けて相続で既に最初から山になっているところもあつたり、いろいろケースもあるんですけど、ちょっとその現状での非農地化したようなところが複数持っておられた時に新たに3条で取得っていう話があつてもですね、全部が全部断るわけじゃないんですけど、非農地証明を取ったりの手続きも併せて少しずつ、一気に全部は出来なかったとしてもですね、その手続きも一緒にしていくっていうことがあればその3条許可もやぶさかではないかなとこあるんですけど、ちょっとこの前相談があつた方についてはちょっとその整理もしていただいた方がついでにということで一旦その方のお話は無くなつてるんですけど。結構昔に農地のところに木を植えて山になってるたくさんあるので全部が全部非耕作地ということで3条の農地の台帳のどこから非耕作地っていうことで、もう切り離してもう3条で今度取得するところっていうことも考えられんこともないんですけど、それもう絶対そういうところがあつたら駄目ですよとは言ひ切れませんが、手続き上どんどん非農地化してる場所も増えてるので何とか手続きに協力を頂けたらということも併せて、場合によって判断をさせてもらおうかということで、皆さんにもちょっと検討頂けたらというふうには思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

委員（2番）

すいません、先程3条の件で相談を受けたがです。自分勉強不足で特に全然知らなかったもので、直接本庁の方へ相談に行つて話を聞いてきたらしいがですけど、農地は買えんと、何とかして買う方法はないもんかつて相談を受けたがです。けど自分も勉強してないもんで話聞いたがですけど、物部の農家っていうたらほとんど逆に農家の方が山のとつと奥で昔草作りよつたところが結構多いと思うがです。そのまま山林になつたとかあるんでこれから先そういうことがあつた場合にたぶん3条の方が申請なかなかしにくい、自分らあそういう話をよう進めていかんし、今回の件は売る方も買おうと思ひよつた方もすごく残念がなつてなかなか手続きがめんどいき、もう辞めたつていうことになつたんやけど。そういうところはもうちょっと、言い方が悪かつたつていうことじゃないんやけど、すごい難しいような言い方やつたき、辞めたつて言われたので、そういう方法できたら進めてもろうたら、こういう方法がありますよつていう上手いこと売買が出来たんじゃないかと。

議長

はい、ご意見良くわかります。農地法2条の2、それです、農地を持つてる人、その人が今度別に農地を買う場合、自分の持つておる農地については、全て有効利用つか農地として使つてないといきませんよという法律があるらしいです。それに該当するがやね。ほんで私がどういふか、条件のええところやつたらええけれども、物部とか香北の山間の中にはですね、山林化しちゆうところ、それから先代からずっと倉庫にしたりして使ひゆうところありますので、事前にその分についてはですね、非農地証明で非農地にしておいて農地ではありませんよということで外しておいて作つておるところ、持つておるところで作りゆうところは全て農地として作つておられれば、何の問題もなく買えるということです。知らずにそのままになつちよつたとかいふことがあつた場合はこの時に一緒に平行しながらですね、非農地にしちよいて、そしてそれが農地から外れると作つて、今現在持つちゆう農地については全部こう有効利用されゆうやつたら買えますよということですのでそこで理解をしていただきたいと、それが出来んじやいふことには買う人もならんと思うんで、ちょっと時間かかるかもわかりません。それはそういうふうには手続きを踏んでそして農地を新たに買うということを進めていただきたいというふうには思います。

委員（2番） あのうちよつとわかりました。説明は一通りしてあります。その人らあから色々話を聞くとその人らあから時間がかかる、まあ1年、半年から2年位かかるきていう話があるらしくって、その話はしてあります。

議長 その土地が農振地域にでも入っちゃったら、へたしよったら1年かかりますのでね、そういうところがあってそれほど待てんとかいうほうな話になるかも。この件について何か皆さん方からもっとええ方法がありやあせんかよとか、あれば承りたいと思います。

推進委員（14番） ちよつと構いませんかね。

議長 はい、どうぞ。

推進委員（14番） 私、香北町猪野々というところの集落に、あのお集落が限界集落になってきよりますわ。昔から専業農家っていうのはおりません。3反百姓で兼業していかないとやっていけない。今はその限界集落になったということは自分たちが集落を維持管理するのに親父さんはそこに住んでいたけど、息子さんはいうたら生活が3反百姓出来ないのて都会へ行った。行ったまま帰ってくるのが出来んわけですわ。だったらその集落を守るのに住んでいる者がどうやって集落の維持管理をしていくかっていったらもう自分たちの家の周りがそのままにされたら猪やら鹿やらが来て晩に来てそして朝になったら人が起きてくる前に荒らして帰るんですわ。そしたら自分たちが全部水路の維持管理、それから周囲の管理をね、ボランティアで全部刈らなあいかん。耕さなあいかんのは耕やさなあいかん。そういった場合に、相談がある時はどうしたらえいじゃろうと相談があります。その時に自分たちが事情を訴えるわけですが、自分たちはボランティアでぎっちり刈らないと作物は作れん。そういった場合にどうしてもね、自分が進めるのは向こうの人がどうしたらえい、出来たらね地元で農業をやってこれから土地が荒れんようにしてくれる人そういう人をお願いをしたいというお願いをするわけです。そしたら今言いよった条件付けてきて、それは所有者のいうたら贈与する方にしても作る方にしても不適切ないうたら管理をしゆうところがあると、だからそれはならんと言われたら地元の者はぎっちりね、そのためにボランティアでやらなあいかん。都会ではいったら農村にしたち、道路でもいうたら公共でやってもらいゆうわけですわね。田舎はね、そういう訳にいきません。赤線道やし、自分たちでボランティアで刈らなあいかん。私道じゃちそうです。何にもね、ボランティアでやらなあいかんわけですわ。ですから、そのあたりはね、農業委員会の方にもそりゃあ贈与する場合に贈与先が、いうたら管理がいかんところがあるき、そりゃあいかんじゃ言われた

自分たちが作るのにぎっちりね、その人のところをボランティアで刈らなあいかん、そこのところをやっぱり法律的にいかんところがあるんならそちらの方を直してもらおうような、いうたら意見を言ってもらいたい。現状としてはね、自分たちはいつもそうやって苦勞してますので。香北・物部のいうたらどうしてもね、専業でやれんようなところはね、やっぱり何か出来る方法をもつてもらわんといかん。そういうことをお願いしたい。

議長 はい、言わんとすることよくわかります。ただあの先程言ったように、やっぱりそういうところについては非農地という方法もありますのでね、今の現在の田、畑をずっと田、畑で作れとは言いませんのでどうしても山林化しちゆうところなんかについてはですね、山林にしてもらって地目変更すればですね、田か外ればその人が持ちちゆう、仮に買いたいとか贈与を受けるとかいうことになってもですね、やる方法としては地目を田から外して他の地目にすれば、買えんことは無いという一つの方法もありますし、昔はそれをしよったらわしやあ、ちっとしか田が無いなる、そうしよったら下限面積をこなせんきということもありましたけど、それは1つのうなりましたよ。下限面積がありません

るので。そういうことでもらうから法律を変えていうてもなかなかここではできませんので、ひとつの方法としてはそういう方法を都会におる人の土地を地目を田、畑から他のものに変えてもらうてですね、それで譲ってもらうなり、作るなりとかいうことには出来んことは無いと思います。

推進委員
(14番)

その場合よね、時間が結局よね、非農地にする場合なんかにものすごく時間がかかりますよね。今まで知らなかったけど、ここで話を聞きよったらそういうことに2年もかかるろうか。

議 長

農振地域という縛りがあるがですよ。その地域地域の中ですね。で農振地域に入って無かったら即いうたらおかしいけど、そんなに時間かからずにはできますよ。農振地域に入っちゃうのはやっぱり、これから先将来的にここは農業をしていくのにこの地域は農振地域として残したいというのは農業委員会が指定をしゅう訳じゃありません。香美市農林課がしてます。その農林課がここ農振地域にしたいとか農振から外したいとかいうことになってきたときに農業委員会へ諮問がくるわけですので、農業委員会がそうしちゃうわけではありませんので、そここのところはね、ちょっとこう理解をしてない人もおるかもわかりませんが。そういうことです。

推進委員
(14番)

その場合ですよ、結局農業振興地域を外す場合に2年もすぐは出来んという話はしよりましたので。それはね、事務処理の方の問題ですからね。結局スムーズにいくように人が足りなければ職員増やすなり、方法あると思うんですよ。ほんでできんできんってそのままずっと1年ばあできん、2年もかかってもできんそんないうことはないようにスムーズにいくような方法もやっぱり考えていったもらいたい。

事務局

おっしゃりゆうことは重々承知しております。私が就任した時点でですね、2年分以上の未処理のものがありまして、それにつきましては今年中に何とか解消したいという方向で鋭意努力をしておりますので今追いついてない分につきましては何とか今年度中に終わらすという計画の下では進んでおりますのでその辺はご理解いただきたいと思います。今後につきましては今まで2年とかいうことでしたけれどもできるだけ迅速な処理をしていきたいと思っておりますが、今度また地域計画というものが新たに加わります。これの除外というものもまた噂されておりますので、なかなかその国と県の縛りがなかなか厳しうてですね、農振の除外についても県の同意が無かったら前へ進まんのです。ほんで私が就任してから1年分を作って持って行ったんですけど、まだ未だに通りません。そこら辺をですね、なかなか進めるところももうちょっと県も協力もいただいてですね、進めていくようにせんといかんがですけど、なかなかそこらが何度も突き返されるのでなかなか難しいというところもございます。まあ努力はしよりますのでそこら辺はご理解をいただきたいと思います。

議 長

貴重なご意見やと思います。今までこんな話を委員さんから出てきたことはありませんでしたので、うちだけで処理ができるんであればまたもうちょっとやりようがあるかもわかりませんが、これ県がどうしても絡んできてですね、県がいかんって言うたら市が勝手にやるわけにいきませんので、若干時間がかかるというふうなこともあろうと思いますが、県は県下の全文市町村の仕事をやってますのでそうなってくると香美市ばかりじゃ本当は対応できんとか色々あろうとは思いますが、これから先ですね、努力をしながら早く進めていきたいとそしてやっぱり若い人が親がおる山田とか香北なんかで家を建てたいと言ってもそこあ農振へ入っちゃうと土地であったらなかなか宅地にならんという事で子供さんが1年も2年もかかるやったら他所で家を建てるとか、いうふうなことですね、そのことを市長がちょっと不動産屋さんからそんな話を

聞いてですね、それじゃあいかんというふうなことで頑張っていたいておりますので、これから先、少しでも早く進むように努力をしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

他に何かありませんか。せっかくいろいろご意見が出ましたが。また後でも何ですけれど、後ですね、私の方から先程言いました、市長との意見交換会につきまして、前回出席をいただいた人は本人お分かりやと思っておりますが、香北、物部でそれぞれ1/3ずつくらいに分けてですね、今回もやりたいと思っておりますので、是非地域地域で話し合いをしながらですね、今度の会の時には人選をしていただくようお願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

上島さん、新酒会いつやった。

委員 (14 番)

はい、9月22日です。

議長

9月22日松尾の酒屋さんで毎年やっておりました。3年程やっておりませんね。新米が取れてですね、それを新酒会ということで新しい酒についてはにがり酒ということになるかもわかりませんが、そういうことで3,000か3,500円で当日酒蔵でやりますので、ご希望の方は募ってですね、ご参加いただきたいと思っておりますので。

委員 (14 番)

商工会でチケットを販売してますので。

議長

商工会でチケット販売してますと、そういうことでよろしくお願い、しもうたね、今日持ってきてからみんなに配ったら、まあひとつよろしくお願い致します。皆さんねお酒の話も出来るし、また松尾さん酒蔵も中も見えますので是非とも行ったことが無い人は是非ご参加をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

閉会 (14時23分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

長

原 心一



署名人

山内 茂



署名人

山崎 彰

